

議会運営委員会

令和8年4月13日（月曜日）

開会 午前 9時58分

閉会 午前10時25分

1. 令和8年第1回森町議会4月会議の運営について
 - (1) 町長提出議件について（1件）
 - (2) 議事日程等について
 - (3) 令和8年3月第2回会議における発言の取り消しについて
2. 当面する日程について
3. その他

○出席委員（6名）

1番 伊藤 昇 君	2番 河野 文彦 君
3番 高橋 邦雄 君	6番 野口 周治 君
8番 千葉 圭一 君	12番 東 隆一 君

○欠席委員（1名）

5番 山田 誠 君

○出席説明員

総務課長	濱野 尚史 君
総務課長補佐兼 総務係長	田中 太治 君
総務課 行政改革 推進係長	三浦 正彦 君
総務課財政係長	高橋 一也 君
総務課財務係長	蛭沢 里奈 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	関 孝憲 君
議事係長兼 庶務係長	長谷川 拓哉 君

◎開会・開議の宣告

○副委員長（千葉圭一君） おはようございます。山田委員長が本日加療のため欠席となりますので、森町議会委員会条例第10条第1項の規定により、私が委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

定足数に達しましたので、議会運営委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

◎令和8年第1回森町議会4月会議の運営について

○副委員長（千葉圭一君） 初めに、1、令和8年第1回森町議会4月会議の運営についてを議題とします。

（1）、町長提出議件1件が提出されております。

まず、議案第1号について説明願います。

○総務課長（濱野尚史君） おはようございます。それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、令和8年度森町一般会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ122億5,276万円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入ですが、款18繰入金は、歳出で説明する社会福祉法人財政支援補助金の財源として計上するものです。

次に、6ページの歳出についてご説明いたします。款3民生費の8,000万円ですが、社会福祉法人さわら福祉会は、深刻な財政難により町が支援しなければ資金ショートに陥り、介護サービスの継続や職員の雇用に重大な影響が生じかねない状況です。入所者の生活と地域の介護体制を守るため、令和7年度に引き続き緊急的に必要な財政支援を行おうとするものです。なお、本案に係る補助金額は令和8年4月から令和9年3月までの1年間を対象とした財政支援額でございます。

以上でございます。

○副委員長（千葉圭一君） 議案第1号の説明が終わりました。この件について質疑ございませんか。

○委員（河野文彦君） これ本会議で聞いてもいいことだと思うのですが、ここで確認できれば本会議で聞かなくていいので。

今回ふるさと納税からの繰入れするではないですか。これ以前に何かの場面で何か支援金は起債の対象になるとか何か有利なもの使えるとか、何かそんな話したことありませんでしたっけ。

○総務課長（濱野尚史君） 私の記憶では、そういう発言はしたことはないと思います。

これに使える起債はありませんので、町の単費で支出するということになります。

以上でございます。

○委員（河野文彦君）　そこ了解しました。

あと、今回ふるさと納税の基金からの繰入れということで、このタイミングでの補正での巨額の繰入れというのはイレギュラーな形だとは思っています。それで、ふるさと納税というのは何に使ってもいいということではないと思うので、歳入をこれを予定しているということであれば、いろんな項目ありますよね、何に対する事業とかという。そのどこに合致しているというのを説明したほうがよろしいのではないかと思いますけれども、説明のとき、提案のとき。

○総務課長（濱野尚史君）　今回ふるさと納税基金の繰入れしたのは、ふるさと応援寄附金条例の第2条に事業の区分ということがありまして、その第1号に森町の健康、医療及び福祉の充実に関する事業というのが規定されておりますので、それに該当するというので、また（7）号でその他町長が必要と認める事業ということがありますので、それらを適用して今回充当したということになります。ちょっとその部分説明するかどうかについては、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○副委員長（千葉圭一君）　ほかにもございますか。

（「なし」の声多数あり）

○副委員長（千葉圭一君）　ほかにもないので、次に（2）の議事日程等について事務局より説明をお願いします。

○議会事務局長（関 孝憲君）　4月会議につきましては、森町議会会議条例第4条第2項の規定によりまして4月16日の1日間にしたいと考えてございます。

以上でございます。

○副委員長（千葉圭一君）　議事日程について何かございますか。

（「なし」の声多数あり）

○副委員長（千葉圭一君）　では次に、（3）、令和8年3月第2回会議における発言の取消し、先月の第2回会議における発言の取消しについて事務局より説明をお願いします。

○議会事務局長（関 孝憲君）　3月24日に開催されました本会議の中でありますが、松田議員からの発言であります。議案第1号 令和8年度森町一般会計予算の質疑の最後に3回の質疑に対して乗り越えればそれでいいといった答弁がいっぱいあると。さらに、私の認識ではうその答弁もしている。そういうことを含めて全体の部分で話をしているかといった内容の発言でありました。その後休憩を明け、再開後そのまま討論、採決を行い、特段の応答がないまま直ちに本会議を閉じてしまったものとなっております。このことにつきましては、答弁が行われていないものであり、うその答弁もしているといったいわゆる不穏当発言が含まれているものであると認識しております。会議録上におきましても事務局としましては発言の取消しが必要なものと判断するところでございますけれども、発

言の取消しにつきましては、まず1つ目としまして本会議での発言の取消しについては本会議場で行われるべきとされております。2つ目としまして、発言の取消しは本来であれば発言のあった日の議会終了までに行うべきとされているものであります。現在の状況としましては既に閉会している状態となっておりますけれども、次善の策、いわゆる次によいとされる策でありますけれども、このたび開催されます本会議の諸般の報告におきまして、3月第2回会議の際に松田議員からあった質疑について不穏当な言辞があったように思われますので、後刻記録を調査の上、処置しますといった議長からの発言により事実上の発言の取消しを行いたいと考えているところでございます。

また、松田議員からは発言の取消しの了解を得ているものであります。

また、参考としまして、レジユメの後ろに会議規則と運営に関する基準の抜粋を添付してございます。

説明は以上となります。

○副委員長（千葉圭一君） 説明が終わりました。この件について質疑ございませんか。

○委員（野口周治君） 参考に載せてもらった規則及び基準ですけれども、規則のほうに対しては、第64条に対してはタイミングが過ぎていますから、これは該当しない。そして、基準の第22条についてはいつまでになかないから、それでよいという解釈でよろしいのかどうか、これが1つです。

それから、2つ目です。発言者本人の了承も得ているということですが、これどういう形で了承を求めて了承を得たのかということも説明してください。お願いします。

○議会事務局長（関 孝憲君） 運営に関する基準、本来であれば発言の取消しそのものはできないものです。あくまでも形式上のものになっておりまして、この辺は「自治体法務研究」によります議会運営のQ&Aにのっとりやり方と同じ、同様の方法で、今回の本会議の中で発言の取消しをしたいと考えているところでございます。

（何事か言う者あり）

○議会事務局長（関 孝憲君） あくまでも会議録上消せるものではないです、既に閉会しているものですから。この基準による、ないからというのではなくて、次善の策として、議会運営のQ&A、実務提要によるものなのですからけれども、今回の方法により事実上の発言の取消しをするといったものになります。

了承を得た経緯についてですが、口頭により議長ないし私のほうから松田議員のほうに説明したものとなっております。

以上です。

○委員（野口周治君） 最初のほうです。発言の取消しはできないから、しないのですね。ただ、議事録には残さないということで、発言そのものは残る。ちょっと抽象的な議論していますけれども、これルールですから、ルールはちゃんと運用しなければいけません。その点で厳密に聞いているのです。発言は取り消さないけれども、記録上には残さないという措置だという理解でよろしいかどうか。

それに関わっての第2問目だったのですが、本人に議長ないし事務局のほうから口頭でということですが、いつどんなふうに話をして、本人がどうおっしゃっているかにもよると思うのです。なぜならば、こういう発言があるとすればそれは残すのが本当だし、不穏当であるならば議会の中できちんと不穏当な発言に対してどうするかということを経験すべき問題になるはずなのです。それを通さずにただなかつたことに取りあえず記録上してしまうという処理の仕方が危ないと思うので、本人とどういう話をしたのかを聞こうとしているのです。お願いします。

○議会事務局長（関 孝憲君） 発言の取消しについては、2種類あると思います。本人申出によるところと議長の職権によるところと2種類あるところがございますけれども、今回松田議員の発言につきましては前回の会議の中で行われた、議事日程上の議案の中で行われた発言になります。その後討論ないし採決まで至ってしまっているものでございますから、今回のケースでいきますと議長による職権による対応といったところが適当であろうかなと思います。

（「それは分かっている。そうじゃなくて、その後を聞いている」の声あり）

○議会事務局長（関 孝憲君） ですので、厳密には取り消すことはできません。会議録の本体には記録されます。あくまでも配布用の中でその部分の発言は掲載しないといった措置になりますので、よろしく願いいたします。

（「ご本人との話」の声あり）

○議会事務局長（関 孝憲君） 松田議員とのお話ですけども、全員協議会の場の後だったと思います。この件について不穏当発言として処理してよろしいかというのは私のほうから伺って、その処理でいいということでしたので、今回議会運営委員会のほうに諮ったものとなります。

○委員（野口周治君） そういう処理をするためには、今後戒めてもらう必要がある。こうやって済ませられるという処理、それはあります、みんな感情もあるし。だけれども、こういうことは許されないということを本人がよく認識してもらって、しないという立場に立っていただかなければいけないのではないかと思います。これ個人の問題ではないのです。いつもそをつくとか、どうせこう思っているのだの類いの発言というのはやはり議会ですべきではないということをはっきりさせておく必要があると思うので、そういう反省があるのか、今後はそういうことはしないというふうに立たれているのかどうかを、そうでないならば今回だけこういう措置をするという話にならないと思う。そこはどうですか。

○議会事務局長（関 孝憲君） お答えいたします。

ご本人からは、軽率な発言であったというものを伺っております。その上で今後こういった発言しないように気をつけるというようなことでしたので、こういった措置にしていきたいと考えているところでございます。

○委員（河野文彦君） 今回松田議員の発言に関しては本人も訂正というのかな、という

ところを了承しての処理的な部分だとか、こういう規則的な部分に当てはめて、規則的な部分というのは全然構わないと思います。ただ、今後、例えばの話です。今回の松田議員の発言を例に例えるのであれば、私の思うところこうなのではないか、こうなのではないですかみたいな発言ってよくあるではないですか。こういう声が上がっているだとかということも言うことがあるではないですか。それが実際突き詰めると事実と違うということもあると思うのです。そういうのってお互いあると思うのです、町側の発言にも議員側も。その辺のラインの線引きというのかな、例えば言葉が、単語が悪い。今回のケースだと僕突き詰めればそうだと思う。虚偽という単語が悪いというようなことになっていくのかなと思うのです。それが別な表現だったら別に問題なかった。そういうのというのは、やっぱり皆さん共通の認識を持っていただくように、たまたまこういうケースが発生したので、その都度でもいいので、勉強会というわけではないですけれども、そういうのをやっていかないと、私たちって浜の人間ですから、熱くなればちょっとお上品な方から聞くとわいて思うようなことだってぼんと出てしまうこともあります。それはもちろん気をつけなければならないですけれども、その辺というのは今後皆さんで情報共有していくことがよりよい議会になっていくのかなと思うのですけれども、それ議長も含めてもしよろしければ。

○議長（木村俊広君） 局長のほうからも様々説明ありましたとおり、いろいろ運営上問題はあったのかなと思うのですけれども、経験のない出来事で、虚偽発言があったということで、止めたのですけれども、その後の処理についてどういうふうに運んだらいいのかということだったので、休憩中の中で改めてこの件については話したいという流れで、そのまま戻して、その話もう一回すればよかったのでしょうかけれども、当日そのまま休憩の中で話したきりで、本会議、休憩解いて、説明なかったということで、運営的に非常にまずい運営の仕方であったなということで本当に反省しているところでございます。本人の発言については、指摘された本人と事実関係を確認して、その後松田議員のほうに実際どうだったのか、書面をもってどうのこうのって、そういう発言をしたとかではなくて、こういう思いはあるのだよ程度の話だったので、その辺について全員協議会とか、そういう場で改めて話しますかという話をしたところ、本人のほうからいや、そんな必要はないですよということで、大分テンションも下がっていたので、必要ないということで、それでは改めて取り扱うことはしませんよということで終わったのですけれども、今後そういったケースもまた出てくる可能性もあるので、その辺の取扱いについても議会改革等々でそういう話も盛り込んだ中でいろいろ皆さんで討議していければなと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

○委員（野口周治君） 今の点に関わって。

議会では都合な、あるいは聞きたくない話であっても事実を述べることは構わないはずですが。どんなに不都合であろうとも事実であるならばそれを述べてはいけないという、言わば発言の内容を規制するというのはいけないことだと思うのだけれども、そのことはど

うか、これが1つ。というのは、不穏当だよねということで規制するようなことが始まってしまうと、それは不穏当だからやめなさいという話につながるからです。それで、先ほどの河野委員の質問にありました用語がまずかったのかどうかということは、ちゃんと詰める必要があると思う。というのは、虚偽答弁した、虚偽答弁ばかりだというのはどうも言っているよねというのでは本質的には同じであって、ただし私はそう思っているという発言であれば少し言う、あるいはそう言っている人がいるという発言であれば、それは事実を述べるのであれば認められるというふうに線が引かれるものではないかと思うのです。そうすると、次には誰が言っていたのですか、あなたはどのようにしてそう思うのですかをきちんと説明する義務が発言と同時に生じてしまう。それに堪えられないのに言うのであれば、それはやはり不適切な発言だ。言えない理由があるならば、そのことを含めてきちんと説明をするという話になるのだと思うのです。そこは議会の中の、議会の本質的な機能である言論の府ということから考えれば、規制してはいけないものとその中でやってはいけないことをきちんと線を引く必要があるのではないかと思うのです。それはいかがですか。

○副委員長（千葉圭一君） 野口委員、その件に関しては議長からお話がありました議会改革の中で、委員会の中で討議、質疑していきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。逆に野口委員のほうから今おっしゃっていただいた内容を書いていただいて、整理していただいて、委員会のほうに提出してもらえればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員（野口周治君） それに応じることはできます。

それで、ではもう一つお尋ねします。ご本人はいいよと言ったという話ですが、私はご本人が、非公開の場で構わないですけれども、例えば全員協議会の中で、外部者を全員遮断した上で、外にいる人もいないという状態で申し訳ないことをしましたとちゃんと説明するのがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。要は曖昧にしないということです。責めるのではないのです。物事のいい、悪いはきちんとすべきことが時々ありますけれども、これはそうではないか。だから、こういう処置をするわけだから、本人を横に置いたまま進めるというのは本人に対してもよくないのではないかと思います、いかがですか。

○議会事務局長（関 孝憲君） 何らかの機会全員協議会ないしそういった場で松田議員の説明を求めていくようなスタイルを取っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員（伊藤 昇君） 先ほどから虚偽の話、それ本会議でお話しされたことなのか。ということは、虚偽の発言をしたということが議事録に載っているかもしれない。それが本当に虚偽なのか虚偽でないのかというのはどこで誰が判断したというところをちょっと教えてもらえれば。

○議会事務局長（関 孝憲君） 前回の本会議の後にそれが何であるかというところを確

認しました。内容的には物産運営協会がもうやめるって言っていたというところであったと思います。ただ、その後担当課のほうでも物産運営振興会でしたっけ、そちらのほうに確認したところ、そういった事実はないといったところでありました。ただ、口頭で正式に受け取ってはいないというのは確かでしたので、認識の違いであったかなと思うところがございます。

以上でございます。

○委員（伊藤 昇君） 答弁は、そしたら適正な答弁をしていたということでもいいのですか、事務方のほうの答弁は。議事録に載っているものは、今局長言ったとおりのことで、それは適正なものだということで議長ないし事務局のほうも判断して、それを本人にお伝えして、今回不穏当な発言だったということの処理ということですか。

○議会事務局長（関 孝憲君） すみません。予算特別委員会の中での発言であったと思います。その中での発言については適切であったと。ただ、認識の違いは双方にあったものと認識してございます。その上での今回の提案となっております。よろしく申し上げます。

○副委員長（千葉圭一君） ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○副委員長（千葉圭一君） ほかにないようですので、町側の説明員は退席して結構です。どうもお疲れさまでした。

◎当面する日程

○副委員長（千葉圭一君） 次に、2、当面する日程について事務局より説明をお願いします。

○議会事務局長（関 孝憲君） 4月16日木曜日でありますけれども、9時半に全員協議会、10時から本会議となります。

翌4月17日であります、9時半から広報の小委員会が開催されます。

4月23日木曜日ですが、10時より再び議会運営委員会、そして午後1時から道南林活議連の総会及び研修会が北斗市で開催されます。議会運営委員会終了後、11時をめぐりに出発と考えております。

翌4月24日10時からでありますけれども、森町の議員会及び林活議連の総会及び役員会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

4月28日です。全員協議会の開催の後、4月第2回目の本会議が設定されておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、5月6日、連休の最終日でございますが、桜まつりと併せて静岡県森町との交流会が開催されることと思います。詳細が分かりましたら、こちら事務局からご案内しますので、よろしくお願いいたします。

当面する日程については以上でございます。

○副委員長（千葉圭一君） 当面する日程についてですけれども、何かご質問ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○副委員長（千葉圭一君） なければ、事務局から何かありますか。ないですか。

○議会事務局長（関 孝憲君） ないです。

◎その他

○副委員長（千葉圭一君） 3、その他について皆さんから何かございますか。

（「なし」の声多数あり）

◎閉会の宣告

○副委員長（千葉圭一君） では、以上で本日の議題の審議は終了しました。

本日の委員会はこれで閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時25分